

2020年4月1日

一般社団法人 日本社会学会
会員各位

一般社団法人 日本社会学会
会長 町村 敬志

東日本大震災において被災された会員への2020年度会費免除措置について

日本社会学会理事会では、東日本大震災において本人あるいは家族が被災された会員に対して、2011～2019年度に引き続き、2020年度の会費についても免除を継続することを決定いたしました。なお、この会費免除措置は2020年度をもって終了いたします。

- 対象会員：東日本大震災において本人あるいは家族が被災され、経済的損失を被ったり会費の支払いが困難になった会員
- 免除の範囲：2020年度分（2020年9月～2021年8月）の年会費全額

免除は自己申告となります。申請される方は、お手数ながら下記の要領で申請書を提出願います。

○申請書には以下の事項をご記入ください。

- (1) 被災会員の氏名、所属、住所、メールアドレス
- (2) 2020年度会費免除を申請する旨

○申請書は、郵便またはメールによりお送りください。

○申請・問い合わせ先：

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学文学部社会学研究室内
一般社団法人 日本社会学会事務局

E-mail: jss@sociology.gr.jp / TEL: 03-5841-8933 / FAX: 03-5841-8932

○備考：

- (1) 過年度未納分の会費は免除の対象になりません。
- (2) 会費免除申請の受付は2020年12月31日までです。
- (3) すでに会費を納入された方につきましても返金または次年度繰越といたしますので、上記の手続きによりお申し出ください。

※申請書は次ページの例を参考に各自作成願います。

<東日本大震災による会費免除申請書（例）>

申請日：2020年〇月〇日

一般社団法人 日本社会学会
会長 町村 敬志 殿

申請者

東日本大震災による会費免除申請書

日本社会学会 2020年度会費免除を下記のとおり申請いたします。

氏名

所属

住所

E-mail

申請理由

以上